



うちなー健康経営宣言

第 1427 号

令和 5 年 5 月 26 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

弊社は地域社会のインフラ整備に寄与する為、全職員の健康管理及び職場における安全管理が第一だと考えております。

沖縄県の発展及び職員の心身の健康を重要課題とし“健康宣言”を行い、社内一丸となり職場環境の維持向上に取り組んで参ります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 感染症予防に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。